

## 高知県リサイクル製品等認定要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高知県内において循環資源を利用して製造された製品並びに環境に配慮した事業活動を行う事業所及び店舗を認定することにより、廃棄物の発生抑制や循環資源の有効利用の促進、環境関連産業の育成を図り、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リサイクル製品 循環資源を再使用又は再生利用して製造加工された製品をいう。
- (2) 循環資源 使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用されている物を除く。）又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の活動に伴い副次的に得られた物品（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）のうち有用なものをいう。
- (3) 再使用 循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部として使用することをいう。
- (4) 再生利用 循環資源の全部又は一部を原材料として利用することをいう。

### (認定等)

第3条 知事は、リサイクル製品のうち、循環資源の利用促進及び環境への負荷の低減に資するものを「高知県認定リサイクル製品」（以下「認定リサイクル製品」という。）として、認定することができる。

- 2 知事は、県内の事業所のうち、環境に配慮した取り組みを積極的に実施する事業所を「高知県認定環境配慮型事業所」（以下「認定事業所」という。）として、認定することができる。
- 3 知事は、県内の店舗（小売店、道の駅、飲食店等の商店）のうち、環境に配慮した取り組みを積極的に実施する店舗を「高知県認定エコショップ」（以下「認定エコショップ」という。）として、認定することができる。
- 4 第1項の規定による認定を受けようとする者（県内でリサイクル製品を製造加工し又はしようとする者に限る。）は別記様式1-1により、第2項の規定による認定を受けようとする者（当該事業所の代表者に限る。）は別記様式1-2により、前項の規定による認定を受けようとする者は別記様式1-3により、認定の申請を行うものとする。
- 5 知事は、第1項の規定による認定をしたときは別記様式2-1、第2項の規定による認定をしたときは別記様式2-2、第3項の規定による認定をしたときは別記様式2-3による認定証を、当該認定の申請者に交付するとともに、公表するものとする。

(認定対象)

第4条 第3条第1項の規定による認定の対象となる製品は、次の各号に掲げる要件にすべて適合するものとする。

- (1) 原則として、県内で発生する循環資源を利用し、県内で製造加工される製品であること。
- (2) 製品の普及が県内における廃棄物の発生抑制及び再生利用の促進に寄与すると認められること。
- (3) 環境に関連する法令等を遵守し、生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業所において製造加工されること。
- (4) 認定の申請時において、既に県内で販売されている又は申請から6ヶ月以内に県内で販売されることが確実であること。
- (5) 別表1に定める高知県リサイクル製品認定基準（以下「製品認定基準」という。）に掲げる各項目に適合していること。

2 第3条第2項の規定による認定の対象となる事業所は、環境に関連する法令等を遵守し、生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業所のうち、次の各号に掲げる要件のいずれかに適合するものとする。

- (1) エコ事業所 事業所からでるごみの発生抑制やリサイクル、省資源・省エネルギー活動を実践し、認定リサイクル製品の利活用やグリーン購入の推進など環境保全活動や環境への負荷を低減する取り組みを行い、一定の成果をあげていること。
- (2) 環境にやさしい事業所 事業所から出るごみの発生抑制やリサイクル、省資源・省エネルギー活動を実践し、認定リサイクル製品の利活用やグリーン購入の推進など環境保全活動や環境への負荷を低減する取り組みを行い、著しい成果をあげていること。
- (3) 環境負荷低減技術開発等事業所 廃棄物の発生抑制や再資源化等、環境への負荷を低減する技術、装置、システムなどの開発を行い、実用化し、著しく高い効果をあげていること。

3 第3条第3項の規定による認定の対象となる店舗は、環境に関連する法令等を遵守し、生活環境の保全のために必要な措置が講じられている店舗のうち、次の各号に掲げる要件のいずれかに適合するものとする。

- (1) 廃棄物の発生抑制、認定リサイクル製品の利活用やグリーン購入の推進などに積極的に取り組んでいること。
- (2) 「地産地消」の推進や環境に配慮した活動等により、地域における循環型社会の形成に貢献していること。

(認定審査会)

第5条 知事は、前条の規定により認定する場合においては、その適否等について、「高知県リサイクル製品等認定審査会（以下「認定審査会」という。）」において審査する。

2 前項の規定による認定審査会の構成、運営等については、別に定める。

(認定期間等)

第6条 第3条の規定による認定の有効期間は、知事が認定した日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 第3条の規定による認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、前項の期間が満了した場合において、その更新を希望するときは、再申請することができる。

(変更の届出)

第7条 認定事業者（前条第2項の規定により認定期間が更新された者を含む。以下同じ）は、認定の申請事項に変更があったときは、当該変更が生じた日から30日以内に、別記様式3により知事に届け出なければならない。

(認定の表示)

第8条 第3条第1項の認定事業者は、認定リサイクル製品に「高知県認定リサイクル製品」であることを表示することができる。

2 第3条第2項の認定事業者は、認定事業所が「高知県認定環境配慮型事業所」であると称することができる。

3 第3条第3項の認定事業者は、認定エコショップが「高知県認定エコショップ」であると称することができる。

4 何人も、この要綱に定める認定リサイクル製品及び認定事業所以外に誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(認定の取消)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定審査会の審査を経て、認定を取り消すことができる。

(1) 認定リサイクル製品又は認定事業所が第4条に定める要件に適合しなくなったとき。

(2) 認定事業者が第7条の規定による届出をしなかったとき。

(3) 認定事業者が第11条の責務を怠ったとき。

(4) 認定事業者が第12条の報告を怠ったとき

2 前項の規定による認定の取消により損失が生じた場合は、認定事業者がその責めを負うものとする。

(県の責務)

第10条 県は、物品等を購入し、又は、工事を発注する場合において、認定リサイクル製品の利活用を積極的に図るものとする。

2 県は、購入物品又は工事で必要とする資材の品目と品質面等において同等のリサイクル製品があるときは、認定リサイクル製品の優先的な調達または使用に努めるものとする。

3 県は、県内の市町村に対し、認定リサイクル製品の優先的な使用に配慮するよう協力を求めるものとする。

4 県は、県民及び県内の事業者に対し、認定リサイクル製品及び認定事業所に関する適切な情報提供を行うものとする。

(認定事業者の責務)

第 11 条 認定事業者は、第 1 条の目的に沿い循環型社会構築に寄与する事業活動を行うものとする。

2 認定リサイクル製品の流通・販売過程又は認定事業所において、消費者との間で認定に係る問題が発生した場合は、認定事業者が誠実にその処理をするものとする。

(報告)

第 12 条 認定事業者は、各年度における認定リサイクル製品、認定事業所、又は認定エコショップの認定基準への適合状況等について、別記様式 4 により報告書を作成し、翌年度の 4 月末までに、知事に報告を行うものとする。

(所掌)

第 13 条 この要綱に関する事務は、林業振興・環境部環境対策課において所掌する。

(その他)

第 14 条 この要綱は、認定リサイクル製品以外のリサイクル製品の使用、または購入を排除するものではない。

2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 20 日から施行する。

別表1（第4条第1項関係）

高知県リサイクル製品認定基準

項目	認定基準等
安全性への配慮	次の基準を満たす安全性に配慮したものであること。 （１）特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていないこと。 （２）土壌や水等に溶出する可能性があるものについては、環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく土壌の汚染に係る環境基準に適合していること。
規格等	次のいずれかの規格に適合していること、又は、これに準じていること。 （１）日本工業規格（JIS） （２）エコマーク認定基準 （３）高知県建設工事共通仕様書（高知県土木部） （４）その他の公的な機関が定める品質等の基準
循環資源の配合率	次のいずれかの配合率に適合していること。 （１）高知県グリーン購入基本方針の判断基準に定める配合率 （２）エコマーク商品認定基準に定める配合率 （３）高知県リサイクル製品等認定審査基準に定める配合率

特別管理産業廃棄物

- ・ 廃油（産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類）
- ・ 廃酸（pHが2.0以下の廃酸）
- ・ 廃アルカリ（pHが12.5以上の廃アルカリ）
- ・ 血液の付着した注射針などの感染性病原体を含む産業廃棄物（感染性産業廃棄物）
- ・ 有害汚泥、PCBを含む廃油、PCBに汚染された廃プラスチック類、廃石綿等（特定有害産業廃棄物）等

特別管理一般廃棄物

- ・ PCBを使用した廃エアコン、テレビ、電子レンジなどの部品
- ・ 血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含む一般廃棄物（感染性一般廃棄物）等